

特定悪臭物質濃度

(単位:ppm)

規制物質	規制地域	
	A基準適用地域	B基準適用地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.006	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

※ ノルマル酪酸については、A、B基準適用地域共に臭気強度3.5(楽に感知できる臭い～強い臭い)に相当する規制基準0.006ppmを適用。

※ 規制基準は、通常の場合、敷地境界線で適用。

(参 考) 各臭気強度の官能レベル

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検地閾値)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値)
(2.5)	熊本県の規制基準に相当する臭気強度
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい